

東北地方太平洋沖地震に関する会計上、税務上の取扱い

|                             | 会計上の取扱い   | 法人税法上の取扱い  |
|-----------------------------|---|--|
| 災害等により滅失・損壊した棚卸資産、固定資産      | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 帳簿価額を減額し、特別損失として損失計上。</li> <li>▶ 被災資産に対する損害保険金の確定までに時間を要する場合等には、保険に関する付保状況の注記が必要なケースあり。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 帳簿価額を減額し、損金の額に算入。</li> </ul>  |
| 損壊した資産の取壊・除去に要する費用等、臨時異常な原価 | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 決算日までに実施された取壊・除去に要する費用等は未払金として特別損失に計上。</li> <li>▶ 決算日後に実施予定の取壊・除去に要する費用等のうち、合理的に金額の見積りができるものについては、引当金として特別損失に計上。</li> <li>▶ 決算日までに発生した被災した工場・店舗等の移転費用は、特別損失として計上。</li> <li>▶ 災害（計画停電によるものも含む）により操業・営業休止期間中において発生した固定費のうち、臨時異常なもので原価性が認められないものは、特別損失として計上。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 決算日までに実施された取壊・除去に要する費用、土砂その他の障害物の除去に要する費用等（確定債務）は損金の額に算入。</li> <li>▶ 引当金は未確定債務であるため、法人税法上は、申告調整（加算）必要。</li> </ul>   |
| 災害資産の原状回復費用等                | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 修繕費に準じて処理（特別損失）。</li> <li>▶ 原状回復を超えて価値を増加させる部分は、資本的支出として処理。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 原状回復、被災前の効用を維持するための補強工事等の費用は修繕費として損金の額に算入。</li> <li>▶ 資本的支出か修繕費か明らかでない場合、支出額の30%相当額を修繕費、残額を資本的支出として経理すれば是認。</li> </ul>  |
| 被災した従業員等に支給する見舞金            | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 福利厚生費に準じて処理（特別損失）。</li> <li>▶ 既発生額が対象であり、原則、未発生額は引当金の計上要件満たさない。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 被災した従業員及びその親族等に対して一定の基準に従い支給する災害見舞金品は福利厚生費として損金の額に算入。</li> <li>▶ 同等の事情にある専属下請先の従業員等に対する見舞金品も同様。</li> </ul>  |
| 被災した取引先等に対する見舞金、分担金等        | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 交際費又は寄付金に準じて処理（特別損失）。</li> <li>▶ 既発生額が対象であり、原則、未発生額は引当金の計上要件満たさない。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 被災した取引先に対する被災前の取引関係の維持・回復を目的とした災害見舞金等の支出は、交際費等に該当せず、損金の額に算入。</li> <li>▶ 所属する同業者団体等が有する事業用資産に損失が生じた場合、損失補填を目的として構成員相互の扶助等に係る規約に基づき合理的な基準に従って、賦課又は拠出する分担金等は、その支出する事業年度の損金の額に算入。</li> <li>▶ 不特定又は多数の被災者救援のため緊急に行う自社製品等の提供に要する費用等は、広告宣伝費に準ずるものとして、損金の額に算入。</li> </ul> |
| 取引先に対する売掛金等の免除等、復旧支援        | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 免除、減免した額を特別損失として計上。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 被災した取引先の復旧支援を目的とした売掛金等の免除による損失は寄付金又は交際費等以外の費用として損金の額に算入。</li> <li>▶ 貸付利息等の減免、災害発生後の取引に関する取引条件の変更も同様。</li> <li>▶ 被災した取引先の復旧支援を目的とした低利又は無利息の融資を行った場合における通常收受すべき利息と実際に收受する利息との差額は、寄付金に該当しない。</li> </ul>  |